

第6章

目標の達成に向けて



第6章 目標の達成に向けて

1 住生活に関わるすべての主体の連携と協力

この計画の目標の達成は、県だけで行えるものではありません。住む人（県民）、つくる人（ハウスメーカー、工務店など）、流通させる人（不動産関係者など）などの多様な主体と行政が課題や問題点を共有し、それぞれの役割を担ってともに連携していく必要があります。

これにより、住まいの安心・安全の確保と子育て、環境、地域の3つの力を高めるための活動を集め、ムーブメントを起こすことで、本県の新たなビジョンが実現できるものと考えます。

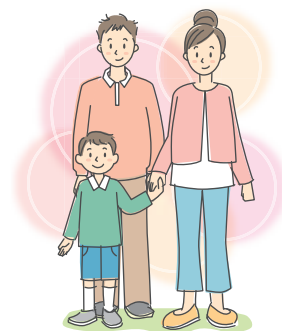
(1) 住む人

自らが住生活の安定と向上に努め、ライフスタイルやライフステージ、身体機能の変化などに合う住まいを的確に選択することが望まれます。

また、住まいの維持向上や地域の魅力づくりに力を尽くし、良好で魅力的な住環境づくりにも積極的に参画することが望まれます。

そのためには、住む人の住宅に関する意識の高揚や、住まいづくり・まちづくり活動への参加意識を高めていく必要があります。

そこで県は、市町村や民間事業者などと連携しながら、適切な住宅情報や「住まい」を考える機会の提供など、住まいづくりに関する積極的な支援に努めます。



(2) つくる人

事業者間のネットワークを通じて協力と資質の向上を図り、多様な居住ニーズに応える住まいの供給が望まれます。

また、住まいや情報の供給にとどまらず、住宅の維持管理やまちの魅力づくりなど、県民の住生活の安定と向上に積極的に関わることを望まれます。

そこで県は、埼玉県住まいづくり協議会等と連携して、住宅市場の活性化とともに県民ニーズを踏まえた住宅が供給されるよう施策を進めます。



(3) 流通させる人

既存住宅の有効活用や住み替えの促進、民間賃貸住宅を活用した震災時の応急住宅の提供など、県民の安心や安全を支える住まいの流通方策が望まれます。

そこで県では、埼玉県住まい安心支援ネットワークの活動を通じて、不動産関係団体と住宅関係団体の連携体制の構築や、県民が安心できる住情報の提供体制の整備に努めます。



(4) 行政・公的機関

現在の住宅供給の9割以上は民間住宅市場が占めています。このような中、県は広域的な需要、市町村は地域の課題への対応を核に、緊密な連携のもとで施策を展開することが必要です。



ア 県

住宅白書（仮称）等によって住宅事情を的確に提供し、市町村が課題の認識や施策の立案・実施を進めやすい環境をつくります。

また、住まいの安心を支えるセーフティネットの確保や、住宅市場をリードする先導的なモデル事業を実施します。

さらに、民間住宅業界と積極的に連携して、県民の住まいの安心の確保と埼玉に住んで良かったと感じられる住宅政策に取り組んでいきます。

イ 市町村

地域の実情に精通している立場から、課題を的確にとらえ、県計画に即して市町村計画を策定するなど、地域の実情や特性を踏まえた施策の立案・実施を進めます。

ウ 埼玉県住宅供給公社

住宅政策推進の担い手として、公営住宅の管理、賃貸住宅の供給、マンション管理の適正化の支援、住宅相談などの各面において、県民や地域のニーズ捉えた先導的な取組を進め、住生活の安定と向上に努めます。

エ 独立行政法人都市再生機構

公営住宅の補完的な機能を充実させるとともに、公的賃貸住宅に対する県民や地域のニーズを捉えた先導的な取組を進め、住生活の安定と向上に努めます。

2 計画の進行管理

計画を着実に進めるためには、施策効果の的確な分析・評価を通じて、みんなが課題を共有し今後の住まいづくりの方向性を判断する必要があります。

そこで、住宅ストックの現状や住宅関係市場の状況、住生活に関する意識・意向の状況など、住宅に関する統計情報を継続的に把握して、情報提供できる仕組みづくりを進めます。

県は指標の達成状況の確認と併せて、こうした統計調査結果に対する施策効果の検証を行います。また、市町村は、地域のデータ比較を通じて、自ら実施すべき取組を認識します。

